証券コード6721
平成27年10月13日

株　主　各　位

神奈川県横浜市西区平沼一丁目２番24号
ウ　イ　ン　テ　ス　ト　株　式　会　社
代表取締役社長　奈　良　彰　治

第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年10月27日（火曜日）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年10月28日（水曜日）午前10時

２．場　　所　神奈川県横浜市西区北幸二丁目６番１号
横浜ＡＰビル４Ｆ　Ｂルーム

３．会議の目的事項

報 告 事 項　第22期（平成26年８月１日から平成27年７月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役（監査等委員である者を除く。）３名選任の件

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第４号議案　取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬額設定の件

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以　上

「議決権の行使等についてのご案内」

(1) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2) 計算書類及び計算書類に記載または表示すべき事項のインターネット開示

本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「個別注記表」として表示すべき事項に付きましては、法令及び当社定款第14条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.wintest.co.jp/）に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。

なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類には、本提供書面記載のもののほか、この「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
・また、資源節約のため、本「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申しあげます。
・株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.wintest.co.jp/）に掲載いたします。

提供書面

事　業　報　告

（平成26年８月１日から
平成27年７月31日まで）

１．株式会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当事業年度における世界の経済情勢は、北米の株高や個人消費は回復が継続したものの、欧州の景気低迷により新興国の輸出が伸び悩むとともに、中国の経済成長減速が引き続き、これらに起因する景気下ぶれ懸念が引き続いたものの、全体として穏やかな回復基調となりました。

わが国の経済は、政府と日銀による経済政策により市場の円安・株高基調が継続し、雇用情勢や個人消費や輸出が持ち直し、企業の設備投資が回復傾向に転じる兆しが見え始めたものの、円安による物価の上昇や消費税増税後の個人消費が弱含みに推移するなど、実態経済の先行きは依然として不透明な状況が続きました。

当社が属する半導体並びにフラットパネルディスプレイ業界におきましては、スマートフォンやタブレット端末関連デバイスや、車載関連デバイスの需要は堅調に推移しましたが、デジタルカメラやデジタル家電関連デバイスの需要は伸び悩み、全般的に設備投資が緩やかに持ち直しつつあるものの、やや厳しい事業環境が継続しました。

このような環境のなか、当社は顧客のニーズに対応した装置と機能拡張オプションの開発、改善に努め、製品ラインアップの拡充を図りました。また、営業担当とエンジニアが一体化した営業推進体制により、主に海外市場において新規顧客の獲得に向けた積極的な営業活動を展開するとともに、国内ではデバイス開発関連分野に特化いたしました。また、損益面につきましては、原価低減とともに経費の節減による固定費の削減に努め、営業損益の改善に努めてまいりました。

しかしながら、平成27年８月４日に公表いたしました「業績予想の修正に関するお知らせ」のとおり、当期下期において客先へ納入した製品の設置及び調整が予想以上に難航し、当初計画を上回る期間を要したため、これら装置の売上計上が先送りになったこと並びに、当該装置の設置及び調整の完了を前提として当事業年度中に見込んだ装置の追加受注及び売上が先送りとなったことなどから、受注、売上が伸び悩む結果となりました。

なお、当該納入済み装置の設置及び調整の完了につきましては、これまでにおおよその目処がついております。

また、営業利益及び経常利益につきましては、売上高の減少に伴う収益の減少や、棚卸資産の一部を正味売却価額まで簿価を切り下げ、差額である16百万円を平成27年７月期において、売上原価に計上したこと等により、減少いたしました。

これらの結果、当事業年度の売上高は313百万円（前事業年度比22.3％減）、営業損失は、212百万円（前事業年度は営業損失217百万円）、経常損失は200百万円（前事業年度は経常損失212百万円）、当期純損失は201百万円（前事業年度は当期純損失214百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額は9,935千円であり、その主なものは検査装置開発用測定機器の開発ツール等であります。

③ 資金調達の状況

当社は、検査装置事業に関わる研究開発及び運転資金並びに新規事業に係る展開資金調達のため、平成25年12月６日にＯａｋキャピタル株式会社を割当先とする第１回無担保転換社債型新株予約権付社債（発行価額の総額100,000千円）及び第５回新株予約権（発行価額3,379千円、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式発行総額400,620千円）の発行決議を実施いたしました。これに伴い、平成25年12月24日にＯａｋキャピタル株式会社から当社に対し103,379千円の払込が完了しております。

なお、平成27年７月31日までに、第５回新株予約権のほぼすべての行使（399,960千円）がされたことに伴い、資本金は1,248,768千円、発行済株式総数は6,427,400株となりました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

⑦　吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区　分	第 19 期 (平成24年７月期)	第 20 期 (平成25年７月期)	第 21 期 (平成26年７月期)	第 22 期 (当事業年度) (平成27年７月期)
売上高（千円）	673,454	135,151	402,791	313,167
経常損失（千円）	104,826	384,896	212,275	200,613
当期純損失（千円）	101,630	385,686	214,400	201,407
１株当たり当期純損失（円）	20.63	78.27	41.45	33.07
総資産（千円）	1,230,255	919,019	811,485	909,366
純資産（千円）	1,035,006	649,754	605,893	744,385

（注）１．１株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数により算出しております。
２．当社は平成25年９月11日開催の取締役会及び平成25年10月24日開催の第20期定時株主総会の決議により、平成26年２月１日を効力発生日として、普通株式１株につき100株の株式分割を行っております。このため、当該株式分割が第19期の期首に行われたと仮定して、１株当たり当期純損失を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は高度化、多様化するお客様の検査ニーズにお応えするため、検査技術の革新を進めるとともに、検査対象の拡充による事業の成長継続を目的として、以下の課題に取り組んでまいります。

① 既存製品の機能強化

LCDドライバIC、CCD、CMOSイメージセンサー分野においては高品位、低コスト化をそれぞれ推し進め、フラットパネルディスプレイ分野においては、新たな検査ニーズに対応する検査技術や手法の開発を継続いたします。

また、アナログミックスドシグナルIC分野においては、特にパワー半導体検査向けに多様化、高度化する検査要求に応えていく検査機能拡張オプションを提供し、市場ポテンシャルを向上してまいります。

② 新規分野への参入

更なる成長を目指し、太陽光発電と関連機器や医療機器、情報ネットワーク、通信システムなど、これまでと異なる新たな事業領域への参入をしてまいります。

③　経営の効率化とコスト削減

事業の拡大とともに、従来取り組んできたコスト削減を、更なる固定費の削減、並びに部品調達の効率化により進めてまいります。

④　運転資金負担

当社の事業に関しては、仕入支払と売上金回収について、支払サイトと回収サイトのギャップは平均６ヶ月と長く、売上伸長期での資金負担は大きくなるという事業特性があります。このような事業特性上、当社には絶えず運転資金負担が発生し、大量の受注が集中した場合には相当額の運転資金負担が予測されますので、万一に備えて主要販売先の売掛債権について金融機関との間で信託方式による資金化やファクタリングの契約を取り結んで万全を期しております。

⑤　継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、前事業年度において営業損失217,192千円、当期純損失214,400千円を計上しております。また、当事業年度においては、海外顧客向けに納品した装置の設置、調整に予想以上に時間を要していること等により、予定していた顧客への販売がずれ込んでいるため、売上高は前事業年度比22.3%減の313,167千円にとどまり、営業損失212,003千円、当期純損失201,407千円を計上し、営業損失及び当期純損失が継続しております。

当該状況により、当社には継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。

当社はこうした状況を解消するため、以下の取組みを継続して実施しております。

まず、既存事業におきましては、顧客ニーズに対応した機能拡張オプションの開発、改善を継続することにより、差別化した製品ラインアップを提供し、国内外で売上拡大及び新規顧客の開拓に向けた営業展開を推進してまいります。特に半導体の製造コストが低く、撮像素子及びLCDドライバーIC等の検査装置の需要が増大しているアジア圏での営業活動を積極的に展開しており、その結果、当該エリアでまとまった受注を獲得し、時間はかかっていますが順次納品しております。同エリアでは検査コスト低減に向けた顧客要求が強いので、検査効率を向上させるため、さらなる検査の高速化及び機能性を向上させる新製品開発に注力するとともに、顧客サポートの充実を強力に推進し受注分の納品及び追加受注の獲得に取り組んでまいります。　次に、新たな収益の柱を構築するための成長戦略として、当社の持つ検査技術や画像処理技術を活用し市場拡大が見込める医療関連及びエコロジー関連分野での新事業展開に、経験のある有力な技術パートナーとの協調、業務提携も視野に入れて、有力大学研究室と共同開発も進めております。

さらに、経費水準も前々期実施した希望退職による人員減をはじめとする大幅な固定費圧縮策の効果で、過去最低レベルとなっておりますが、引き続き経費の削減と部品調達の効率化及び開発工程の見直しによる原価低減を推し進め、営業損益の改善に努めております。

また、財務基盤の安定化のために、平成25年12月６日開催の当社取締役会において決議した第三者割当による転換社債型新株予約権付社債100,000千円の発行及び第５回新株予約権の一部の行使により前事業年度に合計160,060千円、当事業年度においても第５回新株予約権のほぼ残り全ての行使により339,900千円の資金調達を実施しました。併せてまして平成25年11月と平成26年５月には合計70,000千円の長期借入を行い、今後の運転資金及び研究開発のための必要資金の確保に努めております。

これらにより財務面におきまして、必要十分な現金預金を確保していることに鑑み、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

⑥　コーポレート・ガバナンス体制の強化

当社は、監督機能の強化を図り、取締役会での更なる議論の活性化を図るなど、取締役会の改革をさらに進めるため、監査等委員会設置会社へ移行する定款変更案を平成27年10月28日開催予定の定時株主総会に付議する予定です。

株主の皆様におかれましては、何卒、一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（平成27年７月31日現在）

① 電子計測機器及び電子回路の企画、開発、販売に関する事業
② コンピュータ・ソフトウェア及びシステムに関する事業
③ 情報ネットワークシステムの企画、開発、販売に関する事業
④ 通信システムと関連機器の企画､開発、販売に関する事業
⑤ 太陽光発電と関連機器の企画、開発、販売に関する事業
⑥ 医療機器の企画、開発、販売に関する事業
⑦ その他一切の適法な事業

(6) 主要な営業所（平成27年７月31日現在）

本社　　神奈川県横浜市西区平沼一丁目２番24号

(7) 使用人の状況（平成27年７月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
17名	±０	44歳９ヶ月	９年７ヶ月

(8) 主要な借入先の状況（平成27年７月31日現在）

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	68百万円
林　育業	50百万円
胡　耀仁	20百万円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、平成27年６月15日付けで、株式会社タカトリとの間の業務資本提携を解消いたしました。

２．株式に関する事項

(1) 株式の状況（平成27年７月31日現在）

① 発行可能株式総数　　10,000,000株

② 発行済株式の総数　　6,427,400株（前事業年度末比　1,030,000株増）

（注）平成27年３月４日までに新株予約権（第５回新株予約権）のほぼすべての権利行使がなされ、発行済株式総数が1,030,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ171,383千円増加しております。

③ 株主数　　2,942名（前事業年度末比　791名増）

④ 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社タカトリ	1,613,100株	25.09%
奈良彰治	826,700株	12.86%
株式会社ＳＢＩ証券	224,300株	3.48%
Ｏａｋキャピタル株式会社	160,200株	2.49%
日本証券金融株式会社	145,200株	2.25%
エイシャント・ウェルフェア合同会社	138,000株	2.14%
陳江輝	120,200株	1.87%
本間春雄	91,700株	1.42%
伊藤正敏	85,500株	1.33%
奈良百合子	84,000株	1.30%

３．新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成27年７月31日現在）

名　　称		第４回新株予約権
新株予約権の数		160個
保有人数		４名
	うち取締役（社外役員を除く）	４名
	うち社外取締役	－
	うち監査役	－
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式　16,000株
新株予約権の発行価額		無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		32,464円
新株予約権の行使期間		平成23年８月１日から 平成28年７月31日まで
新株予約権の行使の条件		（注）

（注）権利行使時においても、当社の取締役もしくは使用人の地位にあることを要す。
ただし、当社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

会社法に基づく新株予約権及び新株予約権付社債に関する事項は、次のとおりであります。

① 平成25年12月６日開催の取締役会決議に基づき発行した第５回新株予約権の状況（平成27年７月31日現在）

名称	第５回新株予約権
新株予約権の数	１個　（注１.）
新株予約権のうち自己新株予約権の数	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,000（注２.）
新株予約権の行使時の払込金額	１株につき　330円（注２.）
新株予約権の行使期間	平成25年12月25日 ～平成27年12月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　　332円（注２.） 資本組入額　　166円（注２.）
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の全部または一部を第三者に譲渡する場合、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

（注）１．当社は、本新株予約権の割当日後、下記イに掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

２．平成25年９月11日開催の取締役会及び平成25年10月24日開催の第20期定時株主総会の決議により、平成26年２月１日付で普通株式１株につき100株の割合で株式を分割いたしました。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払い込み金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入れ額」が調整されております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付普通株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

イ　行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

（ⅰ）下記ハ（ⅱ）に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、または当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（ただし、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式または取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換または合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、またはかかる発行もしくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

（ⅱ）株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

（ⅲ）下記ハ（ⅱ）に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式または下記ハ（ⅱ）に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行または付与する場合調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権または新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降または（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

（ⅳ）当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記ハ（ⅱ）に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は取得日の翌日以降にこれを適用する。

ロ　行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が１円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

ハ（ⅰ）行使価額調整式の計算については、円位未満小数第３位まで算出し、小数第３位を切り捨てるものとする。

（ⅱ）行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を切り捨てるものとする。

（ⅲ）行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

ニ　上記イの行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

（ⅰ）株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換または合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

（ⅱ）その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

（ⅲ）行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

② 平成25年12月６日開催の取締役会決議に基づき発行した第１回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権は、当事業年度末日において、すべての行使が完了しております。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年７月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	奈良彰治	
取締役副社長	姜輝	開発部担当
専務取締役	樋口真康	CS推進部担当
常務取締役	岡本隆	総務経理部・CSR室担当
常勤監査役	金田一喜代美	税理士 平安レイサービス㈱ 非常勤監査役
監査役	大山亨	㈲会社セイレーン 代表取締役 ㈱トラスティ・コンサルティング 代表取締役 ㈱アールエイジ 社外監査役 フィンテックグローバル㈱ 社外監査役
監査役	根岸功生	公認会計士 ㈱魚力常勤監査役

（注）１．金田一喜代美氏、大山亨氏、根岸功生氏は社外監査役であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、金田一喜代美氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
２．金田一喜代美氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
３．根岸功生氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．大西正純氏（取締役）は、平成27年３月31日付で取締役を辞任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	4名	35,403千円
監査役 （うち社外監査役）	3名 （3名）	6,660千円 (6,660千円)
合計 （うち社外役員）	7名 （3名）	42,063千円 (6,660千円)

（注）１．取締役の報酬限度額は、年額100,000千円以内となっており、監査役の報酬限度額は年額20,000千円以内となっております。
２．取締役の支給人員には、平成27年３月31日付で辞任した、報酬を受けていない社外取締役１名は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

ア．社外役員の重要な兼職の状況

区　　分	氏　　名	重要な兼職の状況
取　締　役	大　西　正　純	㈱タカトリ　取締役　生産調達本部長
常勤監査役	金田一　喜代美	平安レイサービス㈱　非常勤監査役
監　査　役	大　山　　亨	㈲会社セイレーン　代表取締役 ㈱トラスティ・コンサルティング　代表取締役 ㈱アールエイジ　社外監査役 フィンテックグローバル㈱　社外監査役
監　査　役	根　岸　功　生	㈱魚力常勤監査役

（注）１．上記法人等と当社の間には、特別の利害関係はありません。
２．大西正純氏は、平成27年３月31日をもって社外取締役を辞任しております。
３．大山亨氏は、平成25年4月にフィンテックグローバル㈱の監査役に就任しております。
４．根岸功生氏は、平成27年６月25日をもってイーター電機工業㈱の監査役を辞任しております。
５．根岸功生氏は、平成27年６月26日付で㈱魚力の常勤監査役に就任しております。

イ．当事業年度における主な活動状況

ａ．取締役会及び監査役会への出席状況

		取締役会（13回開催）		監査役会（13回開催）	
区　　分	氏　　名	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取　締　役	大　西　正　純	7回	78%	－回	－%
常勤監査役	金田一　喜代美	11	85	12	92
監　査　役	大　山　　亨	9	69	8	62
監　査　役	根　岸　功　生	13	100	13	100

（注）大西正純氏は平成27年３月31日に社外取締役を辞任いたしました。辞任までの当事業年度における取締役会の開催回数は９回であり、出席率は辞任までの開催回数に対する割合を記載しております。

ｂ．取締役会及び監査役会における発言状況

・大西正純氏は、事業管理の経験、見地から適宜発言を行い、当社の経営監督とチェック機能を高めていくとともに、㈱タカトリとのシナジー推進に協力しておりました。
・金田一喜代美氏は、税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための指摘、意見、その他必要な発言を行うとともに、内部統制システム強化についての助言、提言を適宜行っております。また、監査役会において監査の方法、その他の監査役の職務の執行に関する事項について意見の表明を適宜行っております。
・大山亨氏は、経営コンサルティングの専門家の立場から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための指摘、意見、その他必要な発言を適宜行うとともに、監査役会において議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

・根岸功生氏は、公認会計士として、財務及び会計に関する専門家の立場から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための指摘、意見、その他必要な発言を適宜行うとともに、監査役会において議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

ウ．責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

エ．社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、㈱タカトリから招聘した社外取締役を置いていましたが、同社との業務資本提携解消に先立ち当該社外取締役が辞任したため、当事業年度末において、社外取締役を置いていない状況となりました。

当社といたしましては、社外取締役の必要性については十分認識しており、会社法改正に伴う監査等委員会設置会社への移行も含め、当社にとってより有効で適切なガバナンス体制の構築を検討した結果、平成27年10月28日開催予定の第22期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行するとともに、議決権のある監査等委員である取締役３名（うち社外取締役２名）を置くことにより取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることといたします。

５．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

海南監査法人

有限責任監査法人トーマツ

（注）１．平成26年10月28日開催の第21期定時株主総会において、任期満了により退任した有限責任監査法人トーマツから、新たに海南監査法人が選任されております。

２．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(2) 会計監査人に支払うべき報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	7,770千円
会社が支払うべき金銭等の合計額	7,770千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会全員の同意による解任のほか、会計監査人の適切な職務執行が困難と認められる場合には、監査役会の決定に従い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

６．業務の適正を確保するための体制

(1)　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア．取締役及び使用人を含めた行動規範としてモラルマインド、いわゆる倫理指針を制定し、倫理委員会が運用を継続しております。
本モラルマインドは、取締役及び使用人が倫理指針及び法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても当該取締役及び使用人に不利益な扱いを行わない運用を継続いたします。

イ．代表取締役社長は、コンプライアンス体制の構築、維持、整備のためにコンプライアンス統括責任者を任命しております。

ウ．内部監査担当責任者及び監査役は、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告しております。取締役会は定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努めています。

(2)　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア．取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理については、経営会議規程等に基づき会社の重要な意思決定、及び重要な業務執行に関する情報は議事録として保存、管理されています。

イ．監査役は監査役監査基準に基づき、これらの情報を閲覧できるものとし、法令の遵守状況を確認しております。

ウ．情報の保存及び管理の補完体制として、文書・帳簿等保管期間一覧表に基づき、重要情報の保存及び管理方法、期間を定め実行しております。

(3)　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア．代表取締役社長は、リスク管理に関する総括責任者を任命し、リスク管理規程に基づいてリスク管理体制を整備、構築しております。

イ．各部門においては、既存のインサイダー取引防止規程、経理規程、稟議規程等に加え、システムリスク管理規程を整備するなど、必要に応じたリスク管理を実行する諸規程を制定し、部門毎のリスク管理体制を強化しております。

ウ．監査役及び内部監査責任者は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告します。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア．代表取締役社長、取締役及び経営会議が認めた構成員で構成する経営会議を原則として毎週１回開催し、人事、組織、事業計画等全社的な意思決定事項について経営会議規程に基づき慎重に協議、決定いたします。

イ．経営会議で決議できない重要事項は、取締役会を原則毎月１回開催し、取締役会規程に基づき意思決定を行っております。

ウ．上記会議での決議に基づき、各部門長が出席する業務会議において具体的な業務遂行の打ち合わせを行い、各部門長は業務を展開しております。

エ．組織、職制、及び業務分掌に関しては、組織図、職務権限一覧表、業務分掌規程等により、役割と責任及び職務執行手続きの詳細を定め運用いたします。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、現在子会社を所有していないため対応した業務管理体制を取っておりません。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役とは別に内部監査担当部門を設置している点並びに当社規模により、当面監査役の職務を補助すべき使用人を常時置くことはしませんが、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は、監査役と協議のうえ、内部監査担当部門のスタッフを専任スタッフとして指名することができます。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する専任スタッフを配置した場合、監査役が指定する補助すべき期間中は、当該スタッフに対する指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとします。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

ア．全取締役及び使用人は、監査役会規程及び監査役監査基準に従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行っています。

イ．監査役は社内の重要会議に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、重要な議事録、稟議書は閲覧しております。

ウ．内部通報制度としては、取締役及び使用人が倫理違反と思われる事項に関して〔モラルマインド（倫理指針）〕報告書フォーマットを通じ、取締役を経由せず直接監査役に報告できる体制としています。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア．監査役会規程、監査役監査基準、監査実施要領に基づき、監査役の社内における重要会議への出席並びに重要情報に対する監査役のアクセス権を保障しています。

イ．社外監査役は、監査に対する見識の豊富な方に就任いただき、代表取締役社長に対する独立性を保持しつつ、的確な業務監査が行える体制になっております。

ウ．監査役会は効率的な監査を実施するため、適宜、会計監査人及び内部監査部門等と協議または意見交換を行い、監査計画を作成しています。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための指針

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムを構築しています。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関連法案等に対する適合性を確保するものとしています。

(11) 反社会的勢力との関係遮断と接触時の処理体制

ア．当社は特別利害関係者や株主及び取引先と反社会的勢力との関係はありません。

イ．当社は反社会的勢力との関係遮断を確立するため、モラルマインド、いわゆる倫理指針にて「反社会的勢力に対する指針」を定め、この周知徹底を図っております。

ウ．反社会的勢力とは取引を含めた一切の関係を遮断し、万が一、反社会的勢力からの接触があった場合はコンプライアンス統括責任者が対応し、必要に応じて顧問弁護士や警察等の専門家に相談し適切に処理をいたします。

(12)　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた、当事業年度における実施状況は次の通りであります。

ア．取締役会を13回開催し、法令や定款等に定められた事項や経営方針、予算の策定等の経営に関する重要事項を決定するとともに、月次の業績の分析・評価を行い、法令や定款等への適合性と業務の適正性の観点から審議をいたしました。

イ．監査役会を13回開催し、監査方針及び監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況及び取締役の業務執行の監査、法令や定款等の遵守について監査いたしました。

ウ．業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全の重要性を鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。

エ．コンプライアンス体制や定款、規程上の問題の有無、各部門のリスク管理状況を把握するため、内部監査計画に基づき当社の業務について監査を実施いたしました。

オ．役員と社員による法令、規程の遵守や高い倫理観の維持、個人の尊厳保護の重要を鑑み、倫理指針（モラルマインド）に従った実施計画にに基づき、倫理基準の遵守状況調査を実施いたしました。

（注）　この事業報告に記載の金額及び比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成27年７月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	861,992	流動負債	108,494
現金及び預金	573,958	買掛金	177
		１年内返済予定の長期借入金	88,468
売掛金	26,106	未払金	5,493
商品及び製品	48,900	未払費用	5,593
		未払法人税等	4,078
原材料及び貯蔵品	1,980	預り金	3,047
仕掛品	177,184	賞与引当金	1,622
		製品保証引当金	14
前渡金	11,594	固定負債	56,486
その他	22,267	長期借入金	50,075
		繰延税金負債	654
固定資産	47,373	資産除去債務	5,756
有形固定資産	21,270	負債合計	164,980
		純資産の部	
建物	4,393	株主資本	741,131
車両運搬具	2,901	資本金	1,248,768
工具器具備品	13,975	資本剰余金	1,356,016
		資本準備金	1,356,016
無形固定資産	560	利益剰余金	△1,863,653
ソフトウェア	202	利益準備金	13,511
		その他利益剰余金	△1,877,164
電話加入権	358	技術開発積立金	40,000
		製品保証積立金	60,000
投資その他の資産	25,542	繰越利益剰余金	△1,977,164
長期前払費用	11,435	新株予約権	3,253
その他	14,106	純資産合計	744,385
資産合計	909,366	負債・純資産合計	909,366

損　益　計　算　書

（平成26年８月１日から
平成27年７月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		313,167
売上原価		192,967
売上総利益		120,199
販売費及び一般管理費		332,203
営業損失		212,003
営業外収益		
受取利息	78	
為替差益	3,934	
補助金収入	10,000	
その他	1,140	15,153
営業外費用		
支払利息	2,287	
支払手数料	1,321	
その他	153	3,763
経常損失		200,613
税引前当期純損失		200,613
法人税、住民税及び事業税	986	
法人税等調整額	△192	794
当期純損失		201,407

株主資本等変動計算書

（平成26年８月１日から
平成27年７月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計	
				技術開発積立金	製品保証積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,077,384	1,184,633	13,511	40,000	60,000	△1,775,756	△1,662,245	599,772
事業年度中の変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）	171,383	171,383					－	342,767
当期純損失						△201,407	△201,407	△201,407
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							－	－
事業年度中の変動額合計	171,383	171,383	－	－	－	△201,407	△201,407	141,359
当期末残高	1,248,768	1,356,016	13,511	40,000	60,000	△1,977,164	△1,863,653	741,131

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	6,120	605,893
事業年度中の変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	－	342,767
当期純損失	－	△201,407
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△2,867	△2,867
事業年度中の変動額合計	△2,867	138,492
当期末残高	3,253	744,385

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年９月14日

ウインテスト株式会社

取締役会　御中

海南監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	溝　口　俊　一	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	畑　中　数　正	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ウインテスト株式会社の平成26年８月1日から平成27年７月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

平成26年８月１日から平成27年７月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

当監査役会は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、他の監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

１．事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

２．取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

３．会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての取締役会の決議の内容は相当であり、当該体制の運用状況について指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年９月15日

ウインテスト株式会社　監査役会

常勤監査役　金田一　喜代美　㊞

監　査　役　大　山　　亨　㊞

監　査　役　根　岸　功　生　㊞

（注）　常勤監査役金田一喜代美、監査役大山亨、及び監査役根岸功生は、会社法第２条 第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」が平成27年５月１日に施行され、監査等委員会設置会社制度の創設等に係る改正がなされました。

これに伴い、当社はコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的に、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行するべく、監査等委員会や監査等委員である取締役に係る規定の追加、監査役や監査役会に係る規定の削除、取締役や取締役会に係る規定の変更等、所要の変更を行うものであります。

なお、変更案第33条第２項の新設に付いては、各監査役の同意を得ております。

また、本定款変更は、本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１条～第17条　（条文省略）	第１条～第17条　（現行どおり）
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役及び取締役会ならびに監査等委員会
（取締役会の設置）	（取締役会及び監査等委員会の設置）
第18条　当会社は取締役会を置く。	第18条　当会社は取締役会及び監査等委員会を置く。
（取締役の員数）	（取締役の員数）
第19条　当会社の取締役は７名以内とする。	第19条　当会社の取締役（監査等委員である者を除く。）は７名以内とする。
（新　　設）	２．当会社の監査等委員である取締役は、３名以上４名以内とする。

現　行　定　款	変　　更　　案
（取締役の選任方法） 第20条　当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。	（取締役の選任方法） 第20条　当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
２．　（条文省略） ３．　（条文省略）	２．　（現行どおり） ３．　（現行どおり）
第21条　（条文省略）	第21条　（現行どおり）
（取締役の任期） 第22条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	（取締役の任期） 第22条　監査等委員でない取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
２．増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。	２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（新　　設）	３．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（取締役会の招集権者及び議長） 第23条　（条文省略） ２．　（条文省略）	（取締役会の招集権者及び議長） 第23条　（現行どおり） ２．　（現行どおり）
（新　　設）	３．前２項の規定にかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

現　行　定　款	変　　更　　案
（取締役会の招集手続） 第24条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	（取締役会の招集手続） 第24条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
（新　　設）	（監査等委員会） 第25条　監査等委員会は、法令の定めにある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。 ２．監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。 ３．監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ４．監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

現　行　定　款	変　更　案
（代表取締役および役付取締役） 第25条　当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。	（代表取締役及び役付取締役） 第26条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である者を除く。）の中から代表取締役を選定する。
２．　（条文省略） ３．取締役会は、その決議によって、取締役社長１名を選定し、また必要に応じ、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	２．　（現行どおり） ３．取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である者を除く。）の中から取締役社長１名を選定し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
第26条　（条文省略）	第27条　（現行どおり）
（新　設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第28条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
（取締役会の決議の省略） 第27条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	（取締役会の決議の省略） 第29条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

現　行　定　款	変　　更　　案
（取締役会の議事録） 第28条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。	（取締役会の議事録） 第30条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。
第29条　（条文省略）	第31条　（現行どおり）
（取締役の報酬等） 第30条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（取締役の報酬等） 第32条　取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。
（新　　設）	（取締役の責任免除） 第33条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限定額は、法令が規定する額とする。

現　行　定　款	変　更　案
第５章　監査役および監査役会	（削　除）
（監査役及び監査役会の設置）	
第31条　当会社は監査役及び監査役会を置く。	（削　除）
（監査役の員数）	
第32条　当会社の監査役は４名以内とする。	（削　除）
（監査役の選任方法）	
第33条　当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ２．監査役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。	（削　除）
（監査役の任期）	
第34条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２．補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削　除）
（常勤監査役）	
第35条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	（削　除）

現　行　定　款	変　更　案
（監査役会の招集手続）	
第36条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	（削　除）
（監査役会の決議）	
第37条　監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。	（削　除）
（監査役会の議事録）	
第38条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	（削　除）
（監査役会規程）	
第39条　監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（削　除）
（監査役の報酬等）	
第40条　監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。	（削　除）

現　行　定　款	変　更　案
第６章　取締役および監査役の責任免除	（削　　除）
（損害賠償責任の一部免除）	
第41条　当会社は、取締役会の決議をもって取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。	（削　　除）
２．当会社は、社外監査役との間で、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。	
第７章　会計監査人	第５章　会計監査人
第42条～第44条　（条文省略）	第34条～第36条　（現行どおり）
（会計監査人の報酬等）	（会計監査人の報酬等）
第45条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第37条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

現　行　定　款	変　　更　　案
（新　　設）	（会計監査人の責任免除） 第38条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第８章　計　　算 第46条～第49条　（条文省略） （新　　設） （新　　設）	第６章　計　　算 第39条～第42条　（現行どおり） 附 則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 当会社は、第22期定時株主総会終結の前の行為に関し、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第２号議案　取締役（監査等委員である者を除く。）３名選任の件

取締役全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、第１号議案（定款一部変更の件）が承認されますと、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することになります。つきましては、新たに取締役（監査等委員である者を除く。）３名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である者を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	奈良彰治（昭和26年10月31日）	昭和50年４月　ミナトエレクトロニクス㈱入社 昭和54年７月　テラダイン㈱入社 平成５年８月　ウインテスト㈲設立　代表取締役就任 平成７年７月　当社設立　代表取締役社長就任（現任）	826,700株
2	姜輝（昭和43年５月28日）	平成４年７月　上海中和軟件有限公司（Shanghai Chuwa Software Co.,Ltd.）入社 平成９年11月　当社入社 平成17年８月　開発部副部長 平成19年８月　開発部長 平成21年10月　取締役開発担当兼開発部長就任 平成21年11月　取締役開発部担当就任 平成24年８月　取締役副社長開発部担当就任（現任）	6,800株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	樋口 真康 （ひぐち まさやす） （昭和32年６月11日）	昭和54年３月　㈱リコー入社 昭和55年５月　テラダイン㈱入社 平成11年11月　アドバンストテクノロジー㈱入社 平成14年５月　ピーイーアイジャパン㈱入社 平成15年７月　当社入社　マーケッティング部長 平成15年10月　取締役マーケッティング部長就任 平成16年８月　取締役マーケッティング部長兼開発部長就任 平成16年10月　取締役開発、マーケッティング担当就任 平成17年８月　取締役開発担当就任 平成17年10月　常務取締役開発、営業担当就任 平成21年10月　常務取締役就任 平成22年10月　専務取締役就任 平成25年２月　専務取締役CS推進部担当就任（現任）	1,500株

（注）各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第１号議案（定款一部変更の件）が承認されますと、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することになりますので、監査役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たに監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	岡本（おかもと）　隆（たかし） （昭和24年６月９日）	昭和47年４月　東洋信託銀行㈱（現三菱UFJ信託銀行㈱入社 平成８年11月　同社市場金融部長 平成14年12月　UFJ信託銀行㈱人事部　部付部長 平成16年７月　UFJオフィスサービス㈱入社 平成17年８月　当社入社　CSR室長 平成17年10月　取締役CSR室長就任 平成18年10月　取締役CSR室長兼総務経理担当就任 平成21年７月　取締役総務経理部・CSR室担当就任 平成22年10月　常務取締役総務経理部・CSR室担当就任（現任）	―
2	金田一（きんだいち）　喜代美（きよみ） （昭和37年11月20日）	昭和63年９月　サンワ・等松青木監査法人 （現有限責任監査法人トーマツ）入所 平成元年５月　税理士登録 平成３年６月　石井公認会計士事務所入所 平成13年10月　当社常勤監査役就任（現任） 平成20年８月　平安レイサービス㈱　非常勤監査役就任(現任)	300株

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	大山　亨（おおやま　とおる） （昭和42年８月24日）	平成３年４月　山一證券㈱入社 平成９年10月　㈱関配入社 平成10年４月　富士証券㈱入社 平成12年10月　合併によりみずほ証券㈱へ移籍 平成13年３月　HSBC証券会社東京支店入社 平成14年２月　株式上場コンサルタントとして独立 平成15年７月　㈲トラスティ・コンサルティング（現㈲セイレーン）設立 代表取締役就任（現任） 平成15年10月　当社監査役就任（現任） 平成17年４月　㈱トラスティ・コンサルティング設立 代表取締役就任（現任） 平成20年１月　㈱アールエイジ　監査役就任（現任） 平成25年４月　フィンテックグローバル㈱　監査役就任(現任)	2,400株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．金田一喜代美氏、大山亨氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は金田一喜代美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。また、当社は金田一喜代美氏、大山亨氏が取締役に就任された場合には、両氏を独立社外取締役として指定し、東京証券取引所に届け出る予定であります。

３．金田一喜代美氏、大山亨氏は現在当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、それぞれ14年、12年であります。

４．金田一喜代美氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、適切な助言・提言をしていただけると判断し、選任をおねがいするものであります。

５．大山亨氏は、事業会社での豊富な役員経験を有しており、適切な助言・提言をしていただけると判断し、選任をおねがいするものであります。

第４号議案　取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬総額は、平成13年10月30日開催の第８期定時株主総会において、年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいておりますが、第１号議案（定款一部変更の件）が承認されますと、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することになりますので、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、改めて取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬総額を、現行の取締役の報酬総額を考慮して、「年額100百万円以内」と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬総額には、従来どおり使用人分給与は含まないものといたします。また、現在の取締役は４名であり、第１号議案及び第２号議案が原案どおり承認されますと取締役（監査等委員である者を除く。）は３名となります。

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第１号議案（定款一部変更の件）が承認されますと、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することになりますので、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬総額を、現行の監査役の報酬総額を考慮して、「年額50百万円以内」と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、第１号議案及び第３号議案が原案どおり承認されますと監査等委員である取締役は３名となります。

以　上

（ご参考）当社製品のご紹介

ＣＣＤ／ＣＭＯＳイメージセンサ検査装置
ＷＴＳ−３７７、ＷＴＳ−３１１ＮＸ

センサ全画素からの信号をチェックして、不良を特定します。
微小な信号を高速処理し、シミやムラも検出します。



思い出をキレイに残すために…
▶画素不良の無い製品を皆様へ

最終製品例
●デジタル一眼レフカメラ
●コンパクトデジタルカメラ
●携帯電話カメラ
●ビデオカメラ
●スキャナ

ミックスドシグナルＩＣ検査装置
ＷＴＳ−７５０／８００

ＩＣ動作をチェックして、不良を特定します。
他社製品が複数台で行う検査を１台でカバーします。



エコな暮らしのために…
▶省エネ家電の品質に貢献

最終製品例
●ハイブリッドカー
●パソコン
●デジタル家電
●エアコン

フラットパネルディスプレイ検査装置
ＷＴＳ−３１１Ｌ

画面の全画素の動きをチェックして、不良を特定します。
極めて小さい電圧情報から、画面の品質を判定します。

ディスプレイのクオリティーのために…
▶キレイな画像を検査でサポート



最終製品例
●有機ELディスプレイ
●プロジェクションテレビ
●プロジェクター
●携帯電話ディスプレイ

ドライバＩＣ検査装置
ＷＴＳ−５７７

ＩＣ動作をチェックして、不良を特定します。
ディスプレイの高精細化、多画素化に対応した機能を備えています。



ハイビジョン画像品質のために…
▶表示機能を検査でサポート

最終製品例
●LCDテレビ
●PDPテレビ
●有機ELテレビ
●パソコン
●携帯電話ディスプレイ

株主メモ

事業年度	８月１日～翌年７月31日
期末配当金受領株主確定日	７月31日
中間配当金受領株主確定日	１月31日
定時株主総会	10月
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 TEL 0120-232-711（通話料無料）
上場証券取引所	東京証券取引所
公告の方法	電子公告により行う。 **公告掲載URL**　http://www.wintest.co.jp/ （ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。）

（ご注意）

１．株券電子化に伴い、株主様の住所変更、単元未満株式の買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。

２．特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。

株主総会会場ご案内図

ＡＰ横浜駅西口
神奈川県横浜市西区北幸二丁目６番１号 横浜ＡＰビル４Ｆ　Ｂルーム
電話　横浜045－411－5109（大代表）

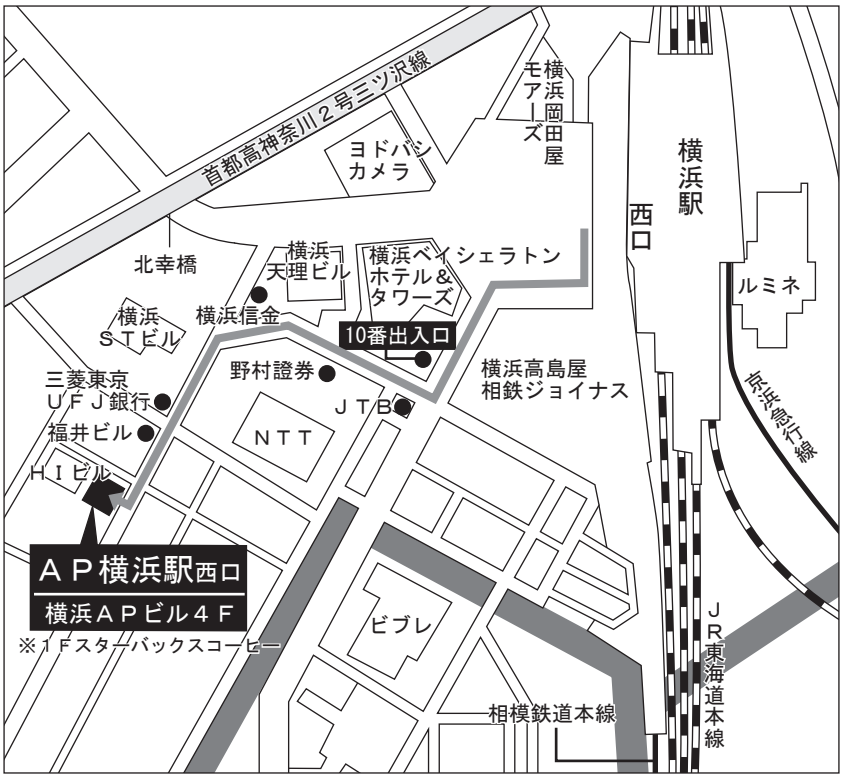

交通　ＪＲ東海道線・ＪＲ京浜東北線・ＪＲ横須賀・総武線「横浜」駅西口徒歩約６分
横浜市営地下鉄「横浜」駅徒歩約３分・東急東横線・みなとみらい線「横浜」駅徒歩約６分、相模鉄道線「横浜」駅徒歩約５分、京浜急行線「横浜」駅徒歩約６分